

令和7年第4回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時： 令和7年4月9日（水） 14時45分～16時17分

場 所： 第一会議室

出席者： 西川 祐司学長、古川 博之理事、佐古 和廣理事、辻 泰弘理事、川辺 淳一副学長、
東 信良副学長、藤谷 幹浩副学長、牧野 雄一副学長、升田 由美子看護学科長、
西條 泰明教授、長谷川 博亮教授、本間 龍也教授、武輪 能明教授、吉原 秀昭
事務局長

欠席者： 奥村 利勝理事、紙谷 寛之教授

陪席者： 吉崎 敏樹監事、村木 一行監事、成田事務局次長（総務・教務担当）、長谷川総務課長、
佐藤人事課長、小澤学生支援課長、磯本研究・学術情報課長

議事に先立ち、学長から、令和7年第3回教育研究評議会（令和7年3月19日開催）の議事要旨が諮られ、一部文言を修正の上、これが了承された。

議 題

1. 学内特別講師の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号授与について了承された。

2. 非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師の任用について了承された。

3. 看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正について

本件について、学長から発議及び小澤学生支援課長から事前配付資料3-1～2に基づき説明があり、種々審議の結果、看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程の一部改正する規程第9条1項第1号に定める「第1学年から第3学年の当該学年の必修科目単位をすべて修得しなかった者」を「第1学年から第3学年の当該学年における必修科目単位のすべてを修得しなかった者」に文言を修正の上、当該規程の改正が了承された。

次いで、学長から、本規程は本日付けで施行すること及び令和7年4月16日開催の教授会に報告する旨付言があった。

4. 名誉教授称号授与規程の改正について

本件について、学長から発議及び事前配付資料4-1～2に基づき説明があり、種々審議の結果、旭川医科大学名誉教授称号授与規程の一部改正する規程第5条2項に定める「前条各号の一の要件に該当する、(中略)、名誉教授の称号を授与しないことを決定する。」を「前条各号の一の要件に該当する、(中略)、名誉教授の称号の授与の可否を決定する。」に文言を修正の上、当該規程の改正が了承された。

5. 講座の廃止について

本件について、学長から発議及び事前配付資料5に基づき、説明があった後、西條教授から、席上に配付した資料のとおり、当該講座の教授から、講座の廃止に関して反論するための資料を預かってきた旨説明があり、また、当該講座の廃止を現時点で決定した場合に、今後、当該講座の教授が教授会においてそれを目にすることになること及びこれまでの他の講座の統廃合の経緯を鑑みて、当該講座の教授が退職された後に、速やかに対処する方が自然で反発も少ないのではないかと意見された。

次いで、学長から、当該講座の現状及び席上に配付された資料に記載されている当該講座の実績に対して種々意見を述べられた後、講座廃止の方向性について意見交換の上、種々審議した結果、講座の廃止については、当該講座の教授が退職した後に改めて審議することとなった。また、今後、当該講座の教員が退職する場合は、その教員の定員（枠）を廃止し、欠員補充を行わないこととする。さらに、当該講座の教員が他の講座等に配置換えとなる場合には、その定員（枠）を異動先に移すこととし、以上について学長から当該講座の教授に伝えることとなった。

なお、牧野副学長から、今後、当該講座から客員教員又は特任教員の申請があった場合の認否について確認があり、学長から、上記の方向性に基づいて対応する旨発言があった。

また、川辺副学長から、当該講座の内情について説明があった後、当該講座に属する大学院生をどうするべきかという問題がある旨発言があり、学長から、対処していきたい旨発言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 教員の退職について

教員の退職者は、事前配付資料6のとおりであること。

(2) 寄附講座の新規設置について

磯本研究・学術情報課長から、事前配付資料7に基づき、1件の寄附講座の新規設置について報告があった。

次回の教育研究評議会開催予定について

令和7年5月14日（水）14時45分から次回の教育研究評議会を開催すること。